

宮城県観光事業者原油高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 原油価格・電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けている観光事業者のうち、遊覧船及びスキー場の運営事業者に対して、それらの事業継続を支援し、観光需要の創出を図るため、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で宮城県観光事業者原油高騰対策支援金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 遊覧船運営事業者

海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条又は第21条の規定により、宮城県内の港湾等を起点とする航路の許可を受けた一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を行う者。

(2) スキー場運営事業者

宮城県内のスキー場において索道事業を行う者。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 県内に営業所を置く遊覧船運営事業者であって、別表第1第1の項に定める交付対象者

(2) 県内に営業所を置くスキー場運営事業者であって、別表第2第1の項に定める交付対象者

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、遊覧船運営事業者にあつては別表第1第2の項に定める額とし、スキー場運営事業者にあつては別表第2第2の項に定める額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、様式第2号-1及び様式第2号-2並びに別表第3に掲げる書類を添えて提出するものとする。なお、その提出部数は1部とし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 別表第4のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。

3 様式第1号は、規則第12条第1項の補助事業実績報告書を兼ねるものとする。

(交付の決定及び額の確定)

第6条 知事は、補助金交付申請書兼実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、規則第4条の規定により交付の決定を行い、当該申請者に通知する。

2 知事は、補助金の交付が適当でないとき、その旨を申請者に通知する。

3 第1項の交付の決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとし、その交付に係る請求書の様式は、様式第3号によるものとする。

(補助金に係る経理)

第8条 規則第4条の規定により交付の決定を受けた者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日に属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

別表第1 遊覧船運営事業者（第3条関係）

1 交付対象者及び 交付対象遊覧船	<p>【交付対象者】 次の要件を全て満たす遊覧船運営事業者</p> <p>(1) 令和6年4月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者</p> <p>(2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者</p> <p>(3) 県内に事業所を有する者</p> <p>(4) 海上運送法第3条又は第21条の規定により、宮城県内の港湾等を起点とする航路の許可を受けた一般旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を行う者</p> <p>但し、離島住民生活の安定及び離島振興のために国の支援等を受けている事業者を除く。</p>
	<p>【交付対象遊覧船】 主に観光客のために航行され、川・港湾など景観の良好な観光地の水域で航行される現に稼働している遊覧船</p>
2 交付額	<p>【交付単価】</p> <p>① 小型船（20 t 未満） 12万5千円／1隻</p> <p>② 中型船（20 t 以上 3,000 t 未満） 40万円／1隻</p>

別表第2 スキー場運営事業者（第3条関係）

1 交付対象者及び 交付対象スキーリフト	<p>【交付対象者】 次の要件を全て満たすスキー場運営事業者</p> <p>(1) 令和6年度に事業を実施する者</p> <p>(2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者</p> <p>(3) 県内に事業所を有する者</p> <p>(4) スキーリフト設備を有する者</p>
	<p>【交付対象スキーリフト】 現に事業用に供しており、稼働しているスキーリフト</p>
2 交付額	<p>【交付単価】 スキーリフト 12万5千円／1基</p>

別表第3 補助金交付申請書添付書類（第5条関係）

<p>1 誓約書（様式第2号-1）</p> <p>2 役員名簿（様式第2号-2）</p> <p>3 遊覧船にあつては船舶検査証書（写）</p> <p>4 対象となる遊覧船の写真やスキーリフトの写真及び配置等が分かる書類（任意様式）</p> <p>5 定款</p> <p>6 登記事項証明書（履歴事項全部）</p> <p>7 納税証明書（申請日までに納期が到来した全ての県税）</p> <p>8 その他知事が必要と認める書類</p>

別表第4 交付申請できない者（第5条関係）

<p>1 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等</p> <p>2 宮城県税に未納又は滞納がある者</p>
--